

現行基本規程 (2016/3/27 施行版)	各種規則制定案	備考
<p>第3節 常務理事会</p> <p>第23条〔常務理事会の構成及び権限〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する。 <p>第24条〔常務理事会の開催及び定足数等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長が予め指定した副会長がこれにあたる。 常務理事会は常務理事会構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面を予め意思表示した者は、出席者とみなす。 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 常務理事会の審議事項は、直後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。 	<p style="text-align: center;">常務理事会組織運営規則</p> <p><u>第1条〔目的〕</u></p> <p><u>この規則は、定款第50条の規定に基づき、常務理事会の運営に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>第2条〔常務理事会の構成及び権限〕</p> <p>1. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとする。が、それらの者は議決権を有しない。</p> <p>2. 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する。</p> <p>第3条〔常務理事会の開催〕</p> <p>1. 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長が予め指定した副会長がこれにあたる。</p> <p>2. 常務理事会は常務理事会構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面を予め意思表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>3. 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4. 常務理事会の審議事項は、直後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。</p>	<p></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

<p style="text-align: center;">第 4 節 評議員及び評議員会</p> <p>第 2 5 条〔評議員〕 本協会に、評議員 7 5 名を置く。</p> <p>第 2 6 条〔評議員選出団体〕 1. 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下、評議員選出団体という。）として、次の団体を認める。 (1) 各都道府県サッカー協会（計 4 7） (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Ｊリーグ」という。） (3) Ｊリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、Ｊ 1 リーグに所属するクラブ。計 1 8）</p>	<p><u>第 4 条〔改 正〕</u> <u>本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。</u></p> <p><u>第 5 条〔施行〕</u> <u>本規則は、2 0 1 7 年 4 月 1 3 日から施行する。</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>評議員推薦加盟団体規則</u></p> <p><u>第 1 条〔目的〕</u> <u>この規則は、定款第 5 0 条の規定に基づき、評議員推薦加盟団体</u> <u>に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>第 2 5 条〔評議員〕 本協会に、評議員 7 5 名を置く。</p> <p><u>第 2 条〔評議員推薦加盟団体〕</u> 1. 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下、<u>評議員推薦加盟団体</u>という。）として、次の団体を認める。 (1) <u>各</u>都道府県サッカー協会（計 4 7） (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Ｊリーグ」という。） (3) Ｊリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、Ｊ 1 リーグに所属するクラブ。計 1 8）</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
--	---	---------------------------------------

- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

2. 評議員選出団体が推薦できる評議員候補者は、各1名とする。
3. 評議員選出団体に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、評議員選出団体としての資格を喪失するとともに、当該評議員選出団体からの推薦により評議員会で選任された評議員もその資格を喪失するものとする。
 - (1) 当該団体が解散した場合
 - (2) 当該団体が本協会の加盟団体ではなくなった場合
 - (3) 本条第1項第3号について、当該クラブがJリーグの所属クラブでなくなった場合
4. 評議員選出団体は、自らの団体の利益を代表する者を関連法令及び当該団体の諸規則に基づき当該団体の意思決定機関において適正かつ公正に選出した上で、評議員候補者として推薦するものとする。
5. 前項の推薦の方法は、会長に対し、推薦する評議員候補者の氏名を届ける方法によるものとする。
6. 評議員は、評議員選出団体より推薦された評議員候補者より選任されなければならない。
7. 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員選出団体は、当該退任した評議員に代わる新た

- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

2. 評議員推薦加盟団体が推薦できる評議員候補者は、各1名とする。
3. 評議員推薦加盟団体に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、評議員推薦加盟団体としての資格を喪失するとともに、当該評議員推薦加盟団体からの推薦により評議員会で選任された評議員もその資格を喪失するものとする。
 - (1) 当該団体が解散した場合
 - (2) 当該団体が本協会の加盟団体ではなくなった場合
 - (3) 本条第1項第3号について、当該クラブがJリーグの所属クラブでなくなった場合
4. 評議員推薦加盟団体は、自らの団体の利益を代表する者を関連法令及び当該団体の諸規則に基づき当該団体の意思決定機関において適正かつ公正に選出した上で、評議員候補者として推薦するものとする。
5. 前項の推薦の方法は、会長に対し、推薦する評議員候補者の氏名を届ける方法によるものとする。
6. 評議員は、評議員推薦加盟団体より推薦された評議員候補者より選任されなければならない。
7. 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員推薦加盟団体は、当該退任した評議員に代わる

なの評議員の候補者を推薦できるものとする。

8. 前項に基づき推薦を受けて選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

第26条の2〔新たな評議員選出団体の認定〕

1. 本協会は、第71条に定める各種の連盟を新たに評議員選出団体として認定することができる。ただし、当該連盟は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会の加盟団体であること
- (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
- (3) 当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること
- (4) 全国的規模の大会を定期的に主催していること
- (5) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (6) 第71条の3第1項各号に定める要件を満たしていること

2. 本協会は、第71条の2に定める関連団体を新たに評議員選出団体として認定することができる。ただし、当該関連団体は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会の加盟団体であること
- (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
- (3) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 第71条の3第2項各号に定める要件を満たしていること

新たな評議員の候補者を推薦できるものとする。

8. 前項に基づき推薦を受けて選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

第3条〔新たな評議員推薦加盟団体の認定〕

1. 本協会は、加盟団体必要事項に関する規程第12条に定める各種の連盟を新たに評議員推薦加盟団体として認定することができる。ただし、当該連盟は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会の加盟団体であること
- (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
- (3) 当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること
- (4) 全国的規模の大会を定期的に主催していること
- (5) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (6) 加盟団体規則第14条1項各号に定める要件を満たしていること

2. 本協会は、加盟団体規則第13条に定める関連団体を新たに評議員推薦加盟団体として認定することができる。ただし、当該関連団体は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会の加盟団体であること。
- (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
- (3) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 加盟団体規則第14条第2項各号に定める要件を満たし

と

3. 理事会は、新たに評議員選出団体となることを希望する各種の連盟又は関連団体について、その適格性を厳格に審査する。
4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて評議員選出団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第26条の3〔評議員選出団体の義務〕

1. 評議員選出団体は、次の事項に変更があったときは、本協会に届け出なければならない。
 - (1) 当該団体の役員
 - (2) 当該団体の定款及び諸規則
2. 評議員選出団体は、当該団体の社員総会、評議員会、理事会等の意思決定に関する機関及びその他の機関の構成員の選任又は解任並びに当該団体の運営を、関連法令に基づき適正かつ公正に実施しなければならない。
3. 前2項に定めるものの他、評議員選出団体は、本規程に定める本協会の加盟団体としての義務を負う。
4. 評議員選出団体が前3項に定める義務を怠った場合は、評議員会は、当該団体の評議員選出団体としての資格を取消すことができる。

ていること

3. 理事会は、新たに評議員推薦加盟団体となることを希望する各種の連盟又は関連団体について、その適格性を厳格に審査する。
4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて評議員推薦加盟団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第4条〔評議員推薦加盟団体の義務〕

1. 評議員推薦加盟団体は、次の事項に変更があったときは、本協会に届け出なければならない。
 - (1) 当該団体の役員
 - (2) 当該団体の定款及び諸規則
2. 評議員推薦加盟団体は、当該団体の社員総会、評議員会、理事会等の意思決定に関する機関及びその他の機関の構成員の選任又は解任並びに当該団体の運営を、関連法令に基づき適正かつ公正に実施しなければならない。
3. 前2項に定めるものの他、評議員推薦加盟団体は、別に定める本協会の加盟団体又は加盟チームとしての義務を負う。
4. 評議員推薦加盟団体が前3項に定める義務を怠った場合は、評議員会は、当該団体の評議員推薦加盟団体としての資格を取消すことができる。

第5条〔改 正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第6条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

評議員及び評議員会規則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第50条の規定に基づき、評議員及び評議員会
に関し必要な事項を定める。

第2条〔評議員の資格〕

1. 評議員は、本協会の理事、監事、職員、司法機関又は常設委員会の委員を兼ねることはできない。
2. 評議員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。
3. 都道府県サッカー協会からの推薦により評議員会で選任された評議員は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、副会長又は専務理事の職にななければならない。

~~第27条〔評議員の選任及び解任〕~~

- ~~1. 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。~~
- ~~2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。~~
- ~~(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。~~
- ~~① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族~~
- ~~② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者~~

第26条の4〔評議員の資格〕

1. 評議員は、本協会の理事、監事、職員、司法機関又は常設委員会の委員を兼ねることはできない。
2. 評議員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。
3. 都道府県サッカー協会からの推薦により評議員会で選任された評議員は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、副会長又は専務理事の職にななければならない。

第27条〔評議員の選任及び解任〕

1. 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

定款第17条に存在

- ③ 当該評議員の使用人
 - ④ ②又は③に掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
 - ⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ① 理事
 - ② 使用人
 - ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し

- ~~③ 当該評議員の使用人~~
 - ~~④ ②又は③に掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの~~
 - ~~⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者~~
 - ~~⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの~~
- ~~(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。~~
- ~~① 理事~~
 - ~~② 使用人~~
 - ~~③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者~~
 - ~~④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者~~
- ~~イ 国の機関~~
 - ~~ロ 地方公共団体~~
 - ~~ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人~~
 - ~~ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人~~
 - ~~ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人~~
 - ~~ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し~~

行政官庁の認可を要する法人をいう。)

第28条〔評議員の任期〕

1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の代わりとして選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、本協会定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第29条〔評議員の報酬等〕

評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第30条〔評議員会の権限〕

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 評議員の選任及び解任
- (6) 評議員選出団体の認定及び取消し
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (8) 定款の変更

行政官庁の認可を要する法人をいう。)

~~第28条〔評議員の任期〕~~

- ~~1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。~~
- ~~2. 任期の満了前に退任した評議員の代わりとして選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。~~
- ~~3. 評議員は、本協会定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。~~

~~第29条〔評議員の報酬等〕~~

~~評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。~~

~~第30条〔評議員会の権限〕~~

- ~~評議員会は、次の事項について決議する。~~
- ~~(1) 理事及び監事の選任又は解任~~
 - ~~(2) 司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任~~
 - ~~(3) 理事及び監事の報酬等の額~~
 - ~~(4) 評議員に対する報酬等の支給の基準~~
 - ~~(5) 評議員の選任及び解任~~
 - ~~(6) 評議員推薦団体の認定及び取消し~~
 - ~~(7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認~~
 - ~~(8) 定款の変更~~

定款第18条に存在

定款第19条に存在

定款第20条に存在

<p>(9) 残余財産の処分 (10) 基本財産の処分又は除外の承認 (11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会の定款若しくは本規程で定められた事項</p> <p>第31条〔評議員会の開催〕 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>第32条〔評議員会の招集及び議長〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。 2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 3. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 <p>第32条の2〔評議員提案権〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員は、法人法第184条から第186条の規定及び本協会が定める諸規定に従い、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求し、又は評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。 2. 前項には、役員を選任又は解任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者の選出に関する請求又は提案も含まれる。 <p>第33条〔決議〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 	<p>(9) 残余財産の処分 (10) 基本財産の処分又は除外の承認 (11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会の定款若しくは本規程で定められた事項</p> <p>第31条〔評議員会の開催〕 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>第3条〔評議員会の招集及び議長〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。 2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 3. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 <p>第4条〔評議員提案権〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員は、法人法第184条から第186条の規定及び本協会が定める諸規定に従い、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求し、又は評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。 2. 前項には、役員を選任又は解任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者の選出に関する請求又は提案も含まれる。 <p>第33条〔決議〕 1. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>定款第21条に存在</p> <p>定款第22条に存在 (3項以外)</p>
--	--	---

<p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 評議員の選任及び解任</p> <p>(4) 評議員選出団体の認定及び取消し</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(7) その他法令で定められた事項</p> <p>3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第4条〔役員を設置〕に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4. 理事、監事、特任理事及び各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第34条〔評議員の議決権〕</p> <p>1. 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。</p> <p>2. 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。</p> <p>第35条〔議事録〕</p> <p>1. 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 評議員の選任及び解任</p> <p>(4) 評議員推薦団体の認定及び取消し</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(7) その他法令で定められた事項</p> <p>3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第4条〔役員を設置〕に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4. 理事、監事、特任理事及び各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第5条〔評議員の議決権〕</p> <p>1. 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。</p> <p>2. 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。</p> <p>第35条〔議事録〕</p> <p>1. 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。</p>	<p>削除</p>
---	---	-----------

第5節 司法機関

第36条〔司法機関〕

本規程、本協会の懲罰規程及びこれらに付随する諸規程（以下「本規程等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

第37条〔規律委員会〕

第6条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第7条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

司法機関組織運営規則

第1節 総則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第41条第2項の規定に基づき、司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2条〔司法機関〕

本協会の諸規程（以下、単に「本規程等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

第2節 規律委員会

第3条〔規律委員会〕

1. 規律委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。
2. 規律委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。

第37条の2〔規律委員会の組織及び委員〕

1. 規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、裁定委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長及び委員は非常勤とする。

第37条の3〔規律委員会の委員の任期〕

1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第37条の4〔規律委員会の招集及び議長〕

1. 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開

1. 規律委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。
2. 規律委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。

第4条〔規律委員会の組織及び委員〕

1. 規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、裁定委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長及び委員は非常勤とする。

第5条〔規律委員会の委員の任期〕

1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔規律委員会の招集及び議長〕

1. 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開

き、議決をすることができない。

3. 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第38条〔裁定委員会〕

1. 裁定委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。
2. 裁定委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。
3. 前2項にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。
4. 前3項にかかわらず、本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第38条の2〔裁定委員会の組織及び委員〕

1. 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは不服申立委員会の委員長若

き、議決をすることができない。

3. 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3節 裁定委員会

第7条〔裁定委員会〕

1. 裁定委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。
2. 裁定委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。
3. 前2項にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。
4. 前3項にかかわらず、本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（~~本規程第14章~~）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第8条〔裁定委員会の組織及び委員〕

1. 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは不服申立委員会の委員長若

しくは委員を兼ねることができない。

6. 委員長及び委員は非常勤とする。

第38条の3〔裁定委員会の委員の任期〕

1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第38条の4〔裁定委員会の招集・議長〕

1. 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第39条〔不服申立委員会〕

1. 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は本規程に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただしJリーグの裁定委員会を除く。）において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づ

しくは委員を兼ねることができない。

6. 委員長及び委員は非常勤とする。

第9条〔裁定委員会の委員の任期〕

1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第10条〔裁定委員会の招集・議長〕

1. 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第4節 不服申立委員会

第11条〔不服申立委員会〕

1. 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は第19条に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただしJリーグの裁定委員会を除く。）において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に

き、これを再審議し、新たに決定を下す。

2. 不服申立委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。

第39条の2〔不服申立委員会の組織及び委員〕

1. 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものとする。
4. 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長、副委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは裁定委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

第39条の3〔不服申立委員会の委員の任期〕

1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第39条の4〔不服申立委員会の招集・議長〕

基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

2. 不服申立委員会は、前項に規定する調査、審議に関し、理事会又は評議員会に報告することができる。

第12条〔不服申立委員会の組織及び委員〕

1. 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものとする。
4. 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長、副委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは裁定委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

第13条〔不服申立委員会の委員の任期〕

1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第14条〔不服申立委員会の招集・議長〕

1. 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
5. 不服申立委員会は、不服申立の理由がないことが明らかな不服申立について、委員長、副委員長及び委員の全員が書面又は電磁的記録によりその旨の同意の意思表示をした場合には、会議を開かずに書面にて議決することができる。

第40条〔決定の独立性〕

1. 本協会の司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。
2. 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。
3. 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。

第41条〔事務局〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。

第42条〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あっ

1. 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
5. 不服申立委員会は、不服申立の理由がないことが明らかな不服申立について、委員長、副委員長及び委員の全員が書面又は電磁的記録によりその旨の同意の意思表示をした場合には、会議を開かずに書面にて議決することができる。

第5節 司法機関に関するその他の事項

第15条〔決定の独立性〕

1. 本協会の司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。
2. 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。
3. 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。

第16条〔事務局〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。

第17条〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あっ

せん)]

裁定委員会は、第38条に定める所管事項に加え、『和解あつせんに関する規則』に従い、加盟団体、選手等及び仲介人に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき、和解をあっせんすることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。

- (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争
- (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

第12章 懲罰

第201条〔規律委員会及び裁定委員会〕

1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、加盟団体、選手等及び仲介人に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科することができる。
2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体並びに登録している選手等及び仲介人については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

第202条〔懲罰の種類〕

1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリー

せん)]

裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、『和解あつせんに関する規則』に従い、~~加盟団体、選手等及び仲介人に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき、~~和解をあっせんすることができる。~~ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。~~

- ~~(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争~~
- ~~(2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争~~

~~第12章 懲罰~~

~~第6節 懲罰~~

第18条〔懲罰権〕

1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人に対し、本規程及び懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科することができる。
2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体、加盟チーム並びに登録している選手等及び仲介人については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

第19条〔懲罰権の委任〕

1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJ

グ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Ｊリーグの裁定委員会は除く。以下、本章において「都道府県協会等の規律委員会等」という。）に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Ｊリーグ及び公式競技会においては、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会又は裁定委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならず、要請に応じてこれを本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
4. 第１項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 下位ディビジョンへの降格
 - (5) 競技会への参加資格の剥奪
 - (6) 新たな選手の登録禁止
 - (7) 除名
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

リーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Ｊリーグの裁定委員会は除く。以下、本規則において「都道府県協会等の規律委員会等」という。）に対して、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びＪリーグ及び公式競技会においては、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会又は裁定委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならず、要請に応じてこれを本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
4. 第１項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 下位ディビジョンへの降格
 - (5) 競技会への参加資格の剥奪
 - (6) 新たな選手の登録禁止
 - (7) 除名
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会等により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規程第201条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

第204条〔懲罰の種類〕

1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場・退席
 - (3) 戒告
 - (4) 譴責
 - (5) 罰金
 - (6) 社会奉仕活動
 - (7) 没収
 - (8) 賞の返還
 - (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
 - (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
 - (12) 除名
2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 譴責

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会等により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規則第18条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

第21条〔懲罰の種類〕

1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場・退席
 - (3) 戒告
 - (4) 譴責
 - (5) 罰金
 - (6) 社会奉仕活動
 - (7) 没収
 - (8) 賞の返還
 - (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
 - (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
 - (12) 除名
2. 加盟団体及び加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 譴責

- (3) 罰 金
- (4) 没 収
- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 得点を3対0として試合を没収
- (10) 観衆のいない試合の開催
- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除 名

3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 没 収
- (4) 賞の返還
- (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- (7) 除 名

- (3) 罰 金
- (4) 没 収
- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 得点を3対0として試合を没収
- (10) 観衆のいない試合の開催
- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除 名

3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 没 収
- (4) 賞の返還
- (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- (7) 除 名

第7節 附則

第22条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第6節 各種委員会

第43条〔常設委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。

- (1) 法務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 医学委員会
- (6) フットサル委員会
- (7) 財務委員会
- (8) 女子委員会
- (9) 国際委員会

第43条の2〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 施設委員会
- (2) リスペクト・フェアプレー委員会
- (3) 監査・コンプライアンス委員会
- (4) 殿堂委員会
- (5) 社会貢献委員会

第23条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

各種委員会組織運営規則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第50条の規定に基づき、各種委員会に関し必要な事項を定める。

第2条〔常設委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。

- (1) 法務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 医学委員会
- (6) フットサル委員会
- (7) 財務委員会
- (8) 女子委員会
- (9) 国際委員会

第3条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 施設委員会
- (2) リスペクト・フェアプレー委員会
- (3) 監査・コンプライアンス委員会
- (4) 殿堂委員会
- (5) 社会貢献委員会

第44条〔組織及び委員〕

1. 各種委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 各種委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第45条〔委員の任期〕

1. 各種委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第46条〔招集・議長〕

1. 各種委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
2. 各種委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

第47条〔所管事項〕

1. 各種委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
2. 各種委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

第4条〔組織及び委員〕

1. 各種委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 各種委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第5条〔委員の任期〕

1. 各種委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔招集・議長〕

1. 各種委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
2. 各種委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

第7条〔所管事項〕

1. 各種委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
2. 各種委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

3. 2つ以上の各種委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第48条〔委員長の権限〕

1. 各種委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、各種委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
2. 各種委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第49条〔事務局との連携〕

各種委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第50条〔部会及び分科会〕

1. 各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
2. 各種委員会は、部会の業務遂行のため、その各種委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第51条〔有給専門職〕

1. 各種委員会に、有給専門職を置くことができる。
2. 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第52条〔細則の制定〕

3. 2つ以上の各種委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第8条〔委員長の権限〕

1. 各種委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、各種委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
2. 各種委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第9条〔事務局との連携〕

各種委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第10条〔部会及び分科会〕

1. 各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
2. 各種委員会は、部会の業務遂行のため、その各種委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第11条〔有給専門職〕

1. 各種委員会に、有給専門職を置くことができる。
2. 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第12条〔細則の制定〕

各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第52条の2 [特別委員会等]

本協会の事業遂行のため、第43条及び第43条の2に定める各種委員会以外で、時限的に設置する特別委員会等は、理事会にて定める。

別表1 [各種委員会の所管事項]

常設委員会

1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事項

2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用

各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第13条 [特別委員会等]

本協会の事業遂行のため、第2条及び第3条に定める各種委員会以外で、時限的に設置する特別委員会等は、理事会にて定める。

第14条 [改正]

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第6条 [施行]

本規則は、2017年4月13日から施行する。

別表1 [各種委員会の所管事項]

常設委員会

1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事項

2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用

- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

4. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

5. 医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理

- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

4. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

5. 医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理

<p>(3) ビーチサッカーに関する事項 (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理</p> <p>7. 財務委員会</p> <p>(1) 毎年度予算案及び決算案の審議 (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討 (3) 長期財政計画の審議 (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議</p> <p>8. 女子委員会</p> <p>(1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項</p> <p>9. 国際委員会</p> <p>(1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉 (2) アジア協力に関する事項 (3) 上記以外の国際関係</p> <p>専門委員会</p> <p>1. 施設委員会</p> <p>(1) 競技会の施設関係の指導 (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導 (3) 施設に関する情報の収集 (4) 施設の増加、改善対策 (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項</p> <p>2. リスペクト・フェアプレー委員会</p> <p>(1) リスペクトに関する事項 (2) フェアプレーに関する事項</p>	<p>(3) ビーチサッカーに関する事項 (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理</p> <p>7. 財務委員会</p> <p>(1) 毎年度予算案及び決算案の審議 (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討 (3) 長期財政計画の審議 (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議</p> <p>8. 女子委員会</p> <p>(1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項</p> <p>9. 国際委員会</p> <p>(1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉 (2) アジア協力に関する事項 (3) 上記以外の国際関係</p> <p>専門委員会</p> <p>1. 施設委員会</p> <p>(1) 競技会の施設関係の指導 (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導 (3) 施設に関する情報の収集 (4) 施設の増加、改善対策 (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項</p> <p>2. リスペクト・フェアプレー委員会</p> <p>(1) リスペクトに関する事項 (2) フェアプレーに関する事項</p>	
--	--	--

(3) 差別、暴力対策に対する事項

3. 監査・コンプライアンス委員会

(1) 監査に関する事項

(2) コンプライアンス等に関する事項

4. 殿堂委員会

(1) 日本サッカー殿堂掲額者の候補者の選考

(2) 日本サッカー殿堂に関する事項

5. 社会貢献委員会

(1) 社会貢献に関する事項

(3) 差別、暴力対策に対する事項

3. 監査・コンプライアンス委員会

(1) 監査に関する事項

(2) コンプライアンス等に関する事項

4. 殿堂委員会

(1) 日本サッカー殿堂掲額者の候補者の選考

(2) 日本サッカー殿堂に関する事項

5. 社会貢献委員会

(1) 社会貢献に関する事項

第7節 事務局

第53条〔事務局〕

1. 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には有給の職員を置く。
3. 会長は、事務総長の提案に基づき、管理職の地位にある職員を任免する。
4. 事務総長は、管理職以外の職員を任免する。

事務局の組織及び運営に関する規則

第1条〔目的〕

~~この規則は、定款第50条の規定に基づき、事務局に関し必要な事項を定める。~~

第2条〔事務局〕

- ~~1. 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。~~
- ~~2. 事務局には有給の職員を置く。~~
- ~~3. 会長は、事務総長の提案に基づき、管理職の地位にある職員を任免する。~~
- ~~4. 事務総長は、管理職以外の職員を任免する。~~

第53条の2〔事務総長〕

1. 事務局の最高責任者として事務総長を置く。
2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。
3. 事務総長の任期は、2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）とする。
4. 事務総長は、本協会の評議員、理事、監事又は司法機関若しくは各種委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
5. 事務総長は、以下の事務を担当する。
 - (1) 評議員会及び理事会における決定に関する事項
 - (2) 評議員会、理事会及び各種委員会等への出席
 - (3) 評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営
 - (4) 評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
 - (5) 本協会の財務及び会計に関する事項
 - (6) 本協会の公式文書の受発信に関する事項
 - (7) 加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸連盟及び各国協会等との関係に関する事項
 - (8) 事務局の運営
 - (9) 管理職以外の職員の任免
 - (10) 管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案

第54条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する裁量権限は、理事会の定めるところによる。

~~第3条〔事務総長〕~~

- ~~1. 事務局の最高責任者として事務総長を置く。~~
- ~~2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。~~
- ~~3. 事務総長の任期は、2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）とする。~~
- ~~4. 事務総長は、本協会の評議員、理事、監事又は司法機関若しくは各種委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。~~
- ~~5. 事務総長は、以下の事務を担当する。~~
 - ~~(1) 評議員会及び理事会における決定に関する事項~~
 - ~~(2) 評議員会、理事会及び各種委員会等への出席~~
 - ~~(3) 評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営~~
 - ~~(4) 評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成~~
 - ~~(5) 本協会の財務及び会計に関する事項~~
 - ~~(6) 本協会の公式文書の受発信に関する事項~~
 - ~~(7) 加盟団体、加盟チーム、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸連盟及び各国協会等との関係に関する事項~~
 - ~~(8) 事務局の運営~~
 - ~~(9) 管理職以外の職員の任免~~
 - ~~(10) 管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案~~

~~第4条〔事務局に関する規定〕~~

~~本規則に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する裁量権限は、理事会の定めるところによる。~~

第5条〔改正〕

~~本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。~~

~~第6条〔施行〕~~

~~本規則は、2017年4月XX日から施行する。~~

第3章 加盟団体

第1節 総則

第55条〔定義〕

次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(3) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー

加盟チーム規則

第1節 総則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第50条の規定に基づき、加盟チームに関し必要な事項を定める。

第2条〔定義〕

次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの

~~(2) 都道府県サッカー協会~~

~~各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの~~

~~(3) 地域サッカー協会~~

~~全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー~~

地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

一協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす。）

(4) 準加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以上）登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

第2節 加盟チーム

第56条〔種別〕

1. 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

~~一協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす。）~~

(2) 準加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以上）登録しているチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの。ただし、Jリーグに所属するクラブの第一種チームはこの限りではない。

第2節 加盟チーム

第3条〔種別〕

1. 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤ 女子

女子の選手により構成されるチーム

ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

⑥ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

(2) フットサル

① フットサル第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② フットサル第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ フットサル第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ フットサル第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤ 女子

女子の選手により構成されるチーム

ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

⑥ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

(2) フットサル

① フットサル第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② フットサル第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ フットサル第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ フットサル第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

第57条〔加盟登録〕

本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

第58条〔加盟登録の手続き〕

1. 加盟チームは、毎年4月末日までに、登録申請をしなければならない。都道府県サッカー協会は、5月20日までに（ただし、前条に規定する新たな加盟登録の場合には、その後遅延なく）承認しなければならない。
2. 加盟登録は、第1項所定の申請が都道府県サッカー協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見されたときはこの限りでない。
3. 本協会主催の競技会に参加しようとする加盟チームについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その競技会の開始期日までにその加盟登録手続きが完了していなければならない。

第59条〔加盟チームの権利及び義務〕

1. 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。
 - (1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。）
2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

第4条〔加盟登録〕

本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

第5条〔加盟登録の手続き〕

1. 加盟チームは、原則として、毎年4月末日までに、チームに関する登録申請を行うよう努めなければならない。ただし、所管の都道府県サッカー協会が認めた場合はこの限りではない。
2. 競技会に参加しようとする加盟チームは、その競技会が定める期限日までにチームの登録手続きを完了しなければならない。

第6条〔加盟チームの権利及び義務〕

1. 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。
 - (1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。）
2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
- (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
- (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (7) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
- (8) いかなる時でもF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
- (9) 所属選手がF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 審判員及び審判指導者に関する規則に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
- (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
- (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (7) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
- (8) いかなる時でもF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
- (9) 所属選手がF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵

守することを確実にすること

(10) 競技規則を尊重すること

(11) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

第60条〔代表チームへの参加義務〕

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第61条〔加盟チーム等に対する懲罰〕

加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、選手の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第7節 準加盟チーム

守することを確実にすること

(10) 競技規則を尊重すること

(11) 本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

第7条〔代表チームへの参加義務〕

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第8条〔加盟チーム等に対する懲罰〕

加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、選手の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

第3節 準加盟チーム

第75条〔準加盟チーム〕

1. 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。
2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以上）の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
3. 準加盟チームの種別は第56条に準ずる。

第76条〔外国籍扱いしない選手〕

1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。
 - (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

第77条〔加盟登録〕

1. 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。
2. 加盟登録の手続きは、第58条に準ずる。

第78条〔出場資格〕

第9条〔準加盟チーム〕

1. 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。
2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以上）の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
3. 準加盟チームの種別は第3条に準ずる。

第10条〔外国籍扱いしない選手〕

1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規則の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。
 - (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

第11条〔加盟登録〕

1. 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。
2. 加盟登録の手続きは、第5条に準ずる。

第12条〔出場資格〕

準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

第79条〔権利及び義務〕

1. 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
- (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
- (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカ

準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

第13条〔権利及び義務〕

1. 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 審判員及び審判指導者に関する規則に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
- (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
- (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカ

一協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

- (8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
- (9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること
- (10) 競技規則を尊重すること
- (11) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

- 2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
- 3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。
- 4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

一協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

- (8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
- (9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること
- (10) 競技規則を尊重すること
- (11) 本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

- 2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
- 3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。
- 4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第80条〔懲罰〕

準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第55条〔定義〕

次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行う

第14条〔懲罰〕

準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

第4節 附則

第15条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第16条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

加盟団体規則

第1節 総則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第10条1項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定める。

第2条〔定義〕

次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

~~(1) 加盟チーム~~

~~本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行う~~

チームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(3) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす。）

地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(4) 準加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以上）登録しているチームであって、本章の定めるとこ

~~チームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの~~

(1) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体~~であって、~~
~~本規程の定めるところに従い本協会に加盟したもの~~

(2) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす。）

地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知

~~(4) 準加盟チーム~~

~~本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以~~

るに従い本協会に加盟したもの

第3節 都道府県サッカー協会

第62条〔権限〕

都道府県サッカー協会は、各都道府県におけるサッカー界を統括し、各都道府県におけるサッカーの普及及び振興を図る。

第63条〔組織〕

1. 都道府県サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。
 - (1) 議決機関
 - (2) 執行機関
 - (3) 各種委員会（本協会の各種委員会に準じた組織及び機能を有すること。）
2. 都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。
3. 都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。
4. 都道府県サッカー協会は、原則として、地区／市区郡町村サッカー協会を加盟団体とする。
5. 支部及び地区／市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

第64条〔評議員の推薦〕 <削除>

第65条〔全国専務理事会議〕

1. 会長は、必要と認めたときは、全国専務理事会議（都道府県サッカー協会の代表者会議）を招集することができる。

~~上)登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの~~

第2節 都道府県サッカー協会

第3条〔権限〕

都道府県サッカー協会は、各都道府県におけるサッカー界を統括し、各都道府県におけるサッカーの普及及び振興を図る。

第4条〔組織〕

1. 都道府県サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。
 - (1) 議決機関
 - (2) 執行機関
 - (3) 各種委員会（本協会の各種委員会に準じた組織及び機能を有すること。）
2. 都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。
3. 都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。
4. 都道府県サッカー協会は、原則として、地区／市区郡町村サッカー協会を当該都道府県サッカー協会の加盟団体とする。
5. 支部及び地区／市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

第5条〔評議員の推薦〕 <削除>

第6条〔都道府県サッカー協会代表者会議〕

- ~~1.~~ 会長は、必要と認めたときは、都道府県サッカー協会代表者会議を招集することができる。

会議名称の変更

2. 専務理事（都道府県サッカー協会の代表者）が前項の会議に出席することができないときは、理事がその代理として出席することができる。

第66条〔届出義務〕

1. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿及び業務分担表
 - (4) 執行機関及び議決機関の議事録
2. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 財務諸表及び収支計算書
 - (3) 執行機関及び議決機関の議事録

第67条〔登録料（分担金）〕

1. 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。
2. 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。
- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 第1種加盟チーム数 | × 7, 000円 |
| (2) 第1種加盟チーム選手数 | × 2, 000円 |
| (3) 第2種加盟チーム数 | × 2, 500円 |
| (4) 第2種加盟チーム選手数 | × 1, 000円 |
| (5) 第3種加盟チーム数 | × 2, 500円 |

- ~~2. 専務理事（都道府県サッカー協会の代表者）が前項の会議に出席することができないときは、理事がその代理として出席することができる。~~

第7条〔届出義務〕

1. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿及び業務分担表
 - (4) 執行機関及び議決機関の議事録
2. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 財務諸表及び収支計算書
 - (3) 執行機関及び議決機関の議事録

第8条〔登録料（分担金）〕

1. 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。
2. 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。
- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 第1種加盟チーム数 | × 7, 000円 |
| (2) 第1種加盟チーム選手数 | × 2, 000円 |
| (3) 第2種加盟チーム数 | × 2, 500円 |
| (4) 第2種加盟チーム選手数 | × 1, 000円 |
| (5) 第3種加盟チーム数 | × 2, 500円 |

削除

- (6) 第3種加盟チーム選手数 × 700円
- (7) 第4種加盟チーム数 × 2,500円
- (8) 第4種加盟チーム選手数 × 700円
- (9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する）数
× 7,000円
- (10) 女子加盟チーム（12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される）数
× 2,500円
- (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 × 2,000円
- (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満又は高等学校在学中）数 × 1,000円
- (13) 女子加盟チーム選手（12歳以上15歳未満又は中学校在学中）数 × 700円
- (14) シニア加盟チーム数 × 7,000円
- (15) シニア加盟チーム選手数 × 1,500円
- (16) フットサル第1種加盟チーム数 × 3,000円
- (17) フットサル第1種加盟チーム選手数 × 1,000円
- (18) フットサル第2種加盟チーム数 × 2,000円
- (19) フットサル第2種加盟チーム選手数 × 700円
- (20) フットサル第3種加盟チーム数 × 2,000円
- (21) フットサル第3種加盟チーム選手数 × 500円
- (22) フットサル第4種加盟チーム数 × 2,000円
- (23) フットサル第4種加盟チーム選手数 × 500円

第4節 地域サッカー協会

第68条〔権限〕

地域サッカー協会は、サッカーの指導及び普及に関する地域内

- (6) 第3種加盟チーム選手数 × 700円
- (7) 第4種加盟チーム数 × 2,500円
- (8) 第4種加盟チーム選手数 × 700円
- (9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する）数
× 7,000円
- (10) 女子加盟チーム（12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される）数
× 2,500円
- (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 × 2,000円
- (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満又は高等学校在学中）数 × 1,000円
- (13) 女子加盟チーム選手（12歳以上15歳未満又は中学校在学中）数 × 700円
- (14) シニア加盟チーム数 × 7,000円
- (15) シニア加盟チーム選手数 × 1,500円
- (16) フットサル第1種加盟チーム数 × 3,000円
- (17) フットサル第1種加盟チーム選手数 × 1,000円
- (18) フットサル第2種加盟チーム数 × 2,000円
- (19) フットサル第2種加盟チーム選手数 × 700円
- (20) フットサル第3種加盟チーム数 × 2,000円
- (21) フットサル第3種加盟チーム選手数 × 500円
- (22) フットサル第4種加盟チーム数 × 2,000円
- (23) フットサル第4種加盟チーム選手数 × 500円

第3節 地域サッカー協会

第9条〔権限〕

地域サッカー協会は、サッカーの指導及び普及に関する地域内

の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

第69条〔経費の分担〕

都道府県サッカー協会は、当該地域の地域サッカー協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

第70条〔届出義務〕

地域サッカー協会は、事務所及び役員の氏名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第5節 各種の連盟及び関連団体

第71条〔各種の連盟〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（以下「JFL」という。）
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（以下「Lリーグ」という。）
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 全国高等専門学校サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟

の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

第10条〔経費の分担〕

都道府県サッカー協会は、当該地域の地域サッカー協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

第11条〔届出義務〕

地域サッカー協会は、事務所及び役員の氏名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第4節 各種の連盟及び関連団体

第12条〔各種の連盟〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（以下「JFL」という。）
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（以下「Lリーグ」という。）
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 全国高等専門学校サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟

- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (13) 全日本大学女子サッカー連盟

2. 前項各号の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければ
ならない。

第71条の2〔関連団体〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、
以下の団体を本協会の加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会（以下「J P F A」
という。）
- (2) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟

第71条の3〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第
71条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

- (1) 日本サッカー界における特定の 카테고리における唯一
の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると
認められること
- (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられて
いること
- (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
- (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務
付けられていること

- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (13) 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
- (14) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟

2. 前項各号の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければ
ならない。

第13条〔関連団体〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、
以下の団体を本協会の加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会（以下「J P F A」
という。）
- (2) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟

第14条〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第
1.2条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

- (1) 日本サッカー界における特定の 카테고리における唯一
の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると
認められること
- (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられて
いること
- (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
- (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務
付けられていること

(9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること

(10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること

(11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること
(FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条の2に定める関連団体として新たに認定することができる。

- (1) 唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (7) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること

3. 理事会は、第71条に定める各種の連盟又は第71条の2に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。

4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること

(10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること

(11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること
(FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第1.3条に定める関連団体として新たに認定することができる。

- (1) 唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること

3. 理事会は、第1.2条に定める各種の連盟又は第1.3条に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。

4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第6節 Jリーグ

第72条〔Jリーグの設置〕

1. 日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的として、Jリーグを日本における唯一の最上位リーグとして設置する。
2. 前項の設置趣旨に基づき、本協会はJリーグを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうるよう優先的に取扱う。
3. Jリーグに所属を希望する加盟チームは、別に定めるクラブライセンス制度に則ったライセンスを取得しなければならない。
4. 本協会は、クラブライセンス制度の決定及び運用をJリーグに委ねるものとする。

第73条〔Jリーグに関する特則〕

Jリーグの組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第74条〔Jクラブの株主〕

1. Jクラブは、他のJクラブの株式を保有してはならない。
2. Jクラブは、何人を見ず、Jクラブの株式（公益法人にあっては正会員資格）に関し、直接たると間接たるとを見ず、同時に2クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

第7節 準加盟チーム

第5節 Jリーグ

第15条〔Jリーグの設置〕

1. 日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的として、Jリーグを日本における唯一の最上位リーグとして設置する。
2. 前項の設置趣旨に基づき、本協会はJリーグを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうるよう優先的に取扱う。
3. Jリーグに所属を希望する加盟チームは、別に定めるクラブライセンス制度に則ったライセンスを取得しなければならない。
4. 本協会は、クラブライセンス制度の決定及び運用をJリーグに委ねるものとする。

第16条〔Jリーグに関する特則〕

Jリーグの組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第17条〔Jクラブの株主〕

1. Jクラブは、他のJクラブの株式を保有してはならない。
2. Jクラブは、何人を見ず、Jクラブの株式（公益法人にあっては正会員資格）に関し、直接たると間接たるとを見ず、同時に2クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

第7節 準加盟チーム

加盟チームに関する規則に移動

第75条〔準加盟チーム〕

1. 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。
2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以上）の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
3. 準加盟チームの種別は第56条に準ずる。

第76条〔外国籍扱いしない選手〕

1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。
 - (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

第77条〔加盟登録〕

1. 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。
2. 加盟登録の手続きは、第58条に準ずる。

~~第75条〔準加盟チーム〕~~

- ~~1. 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。~~
- ~~2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以上）の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。~~
- ~~3. 準加盟チームの種別は第56条に準ずる。~~

~~第76条〔外国籍扱いしない選手〕~~

- ~~1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。~~
 - ~~(1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者~~
 - ~~(2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者~~
- ~~2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。~~

~~第77条〔加盟登録〕~~

- ~~1. 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。~~
- ~~2. 加盟登録の手続きは、第58条に準ずる。~~

第78条〔出場資格〕

準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

第79条〔権利及び義務〕

1. 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
- (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
- (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
- (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
- (7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカ

~~第78条〔出場資格〕~~

~~準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。~~

~~第79条〔権利及び義務〕~~

~~1. 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。~~

- ~~(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること~~
- ~~(2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること~~
- ~~(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること~~
- ~~(4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）~~
- ~~(5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）~~
- ~~(6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること~~
- ~~(7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカ~~

一協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

- (8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
- (9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること
- (10) 競技規則を尊重すること
- (11) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

- 2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
- 3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。
- 4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

~~一協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと~~

- ~~(8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること~~
- ~~(9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること~~
- ~~(10) 競技規則を尊重すること~~
- ~~(11) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること~~

- ~~2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。~~
- ~~3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。~~
- ~~4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。~~

第80条〔懲罰〕

準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第128条〔協会納付金〕

1. 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。
2. 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。
3. Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入场料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第4章 登録

~~第80条〔懲罰〕~~

~~準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。~~

第6節 協会納付金

第18条〔協会納付金〕

1. 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。
2. 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。
3. Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入场料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第7節 附則

第19条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第20条〔施行〕

本規程は、2017年4月13日から施行する。

~~第4章 登録~~

削除

第 8 1 条〔選手登録等〕

1. サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。
2. フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。

第 8 2 条から第 9 6 条まで削除

第 5 章 移籍

第 9 7 条から第 1 1 2 条まで削除

第 6 章 競技

第 1 節 総則

第 1 1 3 条〔目 的〕

日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

第 1 1 4 条〔定 義〕

~~第 8 1 条〔選手登録等〕~~

- ~~1. サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。~~
- ~~2. フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。~~

~~第 8 2 条から第 9 6 条まで削除~~

~~**第 5 章 移籍**~~

~~第 9 7 条から第 1 1 2 条まで削除~~

競技会規則

第 1 節 総則

第 1 条〔目的〕

この規則は、定款第 5 0 条の規定に基づき、国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関し必要な事項を定める。

第 2 条〔定 義〕

削除

本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公 認
他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること

本規則における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公 認
他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること

第115条〔競技会の主催〕

1. 本協会は、次の競技会を主催する。

- (1) 天皇杯全日本サッカー選手権大会
- (2) 全日本大学サッカー選手権大会
- (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
- (4) 全国社会人サッカー選手権大会
- (5) 全国地域サッカーリーグ決勝大会
- (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会
- (9) 高円宮杯全日本ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (11) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (12) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (13) 高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (14) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (15) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会
- (16) 全日本少年サッカー大会
- (17) 全日本女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (19) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (20) 全日本女子ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (21) 全日本女子ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (22) 全国レディースサッカー大会
- (23) 全日本フットサル選手権大会
- (24) 全日本大学フットサル大会
- (25) 全日本ユース（U-15）フットサル大会
- (26) 全日本少年フットサル大会

第3条〔競技会の主催〕

1. 本協会は、次の競技会を主催する。

- (1) 天皇杯全日本サッカー選手権大会
- (2) 全日本大学サッカー選手権大会
- (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
- (4) 全国社会人サッカー選手権大会
- (5) 全国地域サッカーリーグ決勝大会
- (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会
- (9) 高円宮杯全日本ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (11) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (12) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (13) 高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (14) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (15) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会
- (16) 全日本少年サッカー大会
- (17) 全日本女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (19) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (20) 全日本女子ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (21) 全日本女子ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (22) 全国レディースサッカー大会
- (23) 全日本フットサル選手権大会
- (24) 全日本大学フットサル大会
- (25) 全日本ユース（U-15）フットサル大会
- (26) 全日本少年フットサル大会

(27) 全日本女子フットサル選手権大会

(28) 全国ビーチサッカー大会

2. 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

第116条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することはできない。

第117条〔主管の委託〕

1. 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。
2. 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

第118条〔アマチュア選手の賞品〕

競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

第119条〔地域競技会等〕

都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第120条〔処 分〕

本協会は、本章の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チーム又は選手に本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科すことができるものとする。

第2節 国内競技会

(27) 全日本女子フットサル選手権大会

(28) 全国ビーチサッカー大会

2. 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

第4条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することはできない。

第5条〔主管の委託〕

1. 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。
2. 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

第6条〔アマチュア選手の賞品〕

競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

第7条〔地域競技会等〕

都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規則に準ずるものとする。

第8条〔処 分〕

本協会は、本規則の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チーム又は選手に懲罰規程にしたがって懲罰を科すことができるものとする。

第2節 国内競技会

第121条〔開催の申請〕

1. 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ）を開催（主催及び後援）するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 競技会開催の趣旨

(2) 次の諸項目を含む競技会要項

- ① 名称
- ② 主催者とその住所地
- ③ 主管者とその住所地
- ④ 後援の具体的方法
- ⑤ 会期及び会場
- ⑥ 参加範囲
- ⑦ 参加資格
- ⑧ 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
- ⑨ 表彰方法（賞品及びその寄贈者なども含む）
- ⑩ 参加料
- ⑪ 経費区分
- ⑫ 入場料金（単価と発行枚数）
- ⑬ その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

2. 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

3. 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項

第9条〔開催の申請〕

1. 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ）を開催（主催及び後援）するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 競技会開催の趣旨

(2) 次の諸項目を含む競技会要項

- ① 名称
- ② 主催者とその住所地
- ③ 主管者とその住所地
- ④ 後援の具体的方法
- ⑤ 会期及び会場
- ⑥ 参加範囲
- ⑦ 参加資格
- ⑧ 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
- ⑨ 表彰方法（賞品及びその寄贈者なども含む）
- ⑩ 参加料
- ⑪ 経費区分
- ⑫ 入場料金（単価と発行枚数）
- ⑬ その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

2. 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

3. 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項

の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第122条〔開催承認の条件〕

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会（又は規律・フェアプレー委員会）が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第123条〔各種連盟・加盟チームによる開催〕

本協会の各種連盟又は加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催するものとする。

第124条〔収支の調整〕

本協会より委託された主管競技会の収入超過又は支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

第125条〔予算及び決算〕

の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第10条〔開催承認の条件〕

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会（又は規律・フェアプレー委員会）が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第11条〔各種連盟・加盟チームによる開催〕

本協会の各種連盟又は加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催するものとする。

第12条〔収支の調整〕

本協会より委託された主管競技会の収入超過又は支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

第13条〔予算及び決算〕

競技会開催にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目並びに積算基礎による。

第126条〔決算の修正〕

本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第127条〔報告義務〕

主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

第128条〔協会納付金〕

1. 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。
2. 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。
3. Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第129条〔主催・共同主催・後援〕

1. 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属

競技会開催にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目並びに積算基礎による。

第14条〔決算の修正〕

本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第15条〔報告義務〕

主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

~~第128条〔協会納付金〕~~

- ~~1. 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。~~
- ~~2. 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。~~
- ~~3. Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。~~

第16条〔主催・共同主催・後援〕

1. 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属

加盟団体必要事項に関する規程へ移動

する月の前々月の末日までに、第121条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

2. 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第130条〔総則〕

国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第131条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIFAが認めるわが国唯一の代表機関であり、FIFA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が、これを行うことができる。

第132条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、又は主催することはできない。

第133条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

1. 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえ、これを承認することがで

する月の前々月の末日までに、第9条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

2. 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第17条〔総則〕

国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第18条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIFAが認めるわが国唯一の代表機関であり、FIFA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が、これを行うことができる。

第19条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、又は主催することはできない。

第20条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

1. 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえ、これを承認することがで

きる。

2. 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。
3. 本協会がFIFA及び大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

第134条〔海外における競技〕

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

第135条〔目的〕

天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。

第136条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には、第三者との共同主催とすることができる。

第137条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項については、理事会において別に『天皇杯開催規程』を定める。

きる。

2. 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。
3. 本協会がFIFA及び大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

第21条〔海外における競技〕

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

第22条〔目的〕

天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。

第23条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には、第三者との共同主催とすることができる。

第24条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項については、理事会において別に『天皇杯開催規程』を定める。

第5節 附則

第25条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第26条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

第7章 審判

第138条〔審判〕

本協会及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項は、別途制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。

第139条から第174条まで削除

第8章 指導者

第175条〔指導者〕

本協会に登録された指導者に関する事項は、別途制定する「指

~~第7章 審判~~

~~第138条〔審判〕~~

~~本協会及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項は、別途制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。~~

~~第139条から第174条まで削除~~

~~第8章 指導者~~

~~第175条〔指導者〕~~

~~本協会に登録された指導者に関する事項は、別途制定する「指~~

削除

削除

「~~導者に関する規則~~」に定めるところによる。

~~第176条から第180条は削除~~

第9章 事業

第1節 総則

第181条〔事業の実施〕

本協会は、サッカーの普及及び振興を図るため、各種の付随的
事業を行う。

第182条〔テレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権〕

次の試合に関するテレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル
放送権は、すべて本協会に帰属する。

- (1) 日本代表チーム（U-23、U-20その他すべての日
本代表チームを含む。以下本章において同じ。）が国内に
おいて実施する試合
- (2) 天皇杯全日本サッカー選手権大会、高円宮杯全日本ユ-
スサッカー選手権大会その他本協会が主催する試合

第183条〔その他の事業〕

本協会は、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカーの施設及び用具の検定、認定、公認又は推薦に

~~「導者に関する規則」に定めるところによる。~~

~~第176条から第180条は削除~~

付随的**事業規則**

第1節 総則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第50条の規定に基づき、本協会の付随的**事業**
に関し必要な事項を定める。

第2条〔事業の実施〕

本協会は、サッカーの普及及び振興を図るため、各種の付随的
事業を行う。

第3条〔テレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権〕

次の試合に関するテレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル
放送権は、すべて本協会に帰属する。

- (1) 日本代表チーム（U-23、U-20その他すべての日
本代表チームを含む。以下本**規則**において同じ。）が国内
において実施する試合
- (2) 天皇杯全日本サッカー選手権大会、高円宮杯全日本ユ-
スサッカー選手権大会その他本協会が主催する試合

第4条〔その他の事業〕

本協会は、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカーの施設及び用具の検定、認定、公認又は推薦に

関する事業

- (2) サッカーの指導・育成に関する事業
- (3) 本協会又は日本代表チームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会又は日本代表チームを表示するもの（以下「キャラクター等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本章において「選手等」という。）の肖像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 前条第1号及び第2号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (6) 広報・出版に関する事業
- (7) その他理事会において定める事業

第2節 商品化

第184条〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕

- 1. 前条第3号ないし第5号に定める事業（以下「商品化」という。）を行う権利（以下「商品化権」という。）は、次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
- 2. 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

第185条〔商品化における肖像等の使用〕

- 1. 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。
- 2. 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。

関する事業

- (2) サッカーの指導・育成に関する事業
- (3) 本協会又は日本代表チームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会又は日本代表チームを表示するもの（以下「キャラクター等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本規則において「選手等」という。）の肖像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 前条第1号及び第2号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (6) 広報・出版に関する事業
- (7) その他理事会において定める事業

第2節 商品化

第5条〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕

- 1. 前条第3号ないし第5号に定める事業（以下「商品化」という。）を行う権利（以下「商品化権」という。）は、次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
- 2. 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

第6条〔商品化における肖像等の使用〕

- 1. 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。
- 2. 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。

(1) 個々の画面又は物等に複数（原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数（原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

3. 本協会は、選手等及びその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化において使用することができる。

第186条〔商品化による収益〕

本協会は、本節に定める権利の実施による収益を、日本代表チームの強化及び育成等のために使用するものとする。

第3節 日本代表チームの肖像等

第187条〔肖像等の帰属〕

日本代表チームの選手等の肖像等に関する権利は、本協会に帰属する。

第188条〔肖像等の使用〕

1. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
2. 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。
3. 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前

(1) 個々の画面又は物等に複数（原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数（原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

3. 本協会は、選手等及びその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化において使用することができる。

第7条〔商品化による収益〕

本協会は、本節に定める権利の実施による収益を、日本代表チームの強化及び育成等のために使用するものとする。

第3節 日本代表チームの肖像等

第8条〔肖像等の帰属〕

日本代表チームの選手等の肖像等に関する権利は、本協会に帰属する。

第9条〔肖像等の使用〕

1. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
2. 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。
3. 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前

項の権利を、第三者に許諾することができる。

- (1) 個々の画面又は物等に複数（原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数（原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
4. 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
5. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組若しくはイベント等に出演し、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 施設及び用具

第189条〔施設・用具の調査研究〕

本協会は、施設及び用具を調査研究し、かつ、その適否を認定し、必要に応じて関係者を指導する。

第190条〔施設・用具の認定〕

施設及び用具の認定に関する事項は、理事会において定める。

項の権利を、第三者に許諾することができる。

- (1) 個々の画面又は物等に複数（原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数（原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
4. 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
5. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組若しくはイベント等に出演し、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 施設及び用具

第10条〔施設・用具の調査研究〕

本協会は、施設及び用具を調査研究し、かつ、その適否を認定し、必要に応じて関係者を指導する。

第11条〔施設・用具の認定〕

施設及び用具の認定に関する事項は、理事会において定める。

第5節 総則

第10章 会旗及び標章

第191条〔会旗〕

本協会の会旗は、別紙図面1（JFAシンボル）のとおりとする。

第192条〔標章〕

本協会の標章は、別紙図面2（JFAシンボル・JFAロゴタイプ・JFAモチーフ）のとおりとする。

第193条〔会旗の使用〕

本協会の会旗は、都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会旗として使用することができる。

第194条〔会旗・標章の使用制限〕

1. 本協会の会旗又は標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。

第12条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第13条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

会旗及び標章規則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第50条の規定に基づき、会旗及び標章に関し必要な事項を定める。

第2条〔会旗〕

本協会の会旗は、別紙図面1（JFAシンボル）のとおりとする。

第3条〔標章〕

本協会の標章は、別紙図面2（JFAシンボル・JFAロゴタイプ・JFAモチーフ）のとおりとする。

第4条〔会旗の使用〕

本協会の会旗は、都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会旗として使用することができる。

第5条〔会旗・標章の使用制限〕

1. 本協会の会旗又は標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。

2. 会旗又は標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲及び制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。
3. 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

2. 会旗又は標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲及び制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。
3. 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

第6条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第7条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

第11章 表彰

表彰規則

第1条〔目的〕

この規則は、定款第50条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。

第195条〔表彰〕

本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

第2条〔表彰〕

本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

第196条〔対象者〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 都道府県サッカー協会及びその役員
- (3) 加盟チーム及びその役員、選手
- (4) 各種連盟の役員

第3条〔対象者〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 都道府県サッカー協会及びその役員
- (3) 加盟チーム及びその役員、選手
- (4) 各種連盟の役員

- (5) 審判員
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

第197条〔表彰事由〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

第198条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

第199条〔表彰者の決定〕

表彰者の決定は、理事会において行う。

第200条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

第205条から第235条まで削除

- (5) 審判員
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

第4条〔表彰事由〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

第5条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

第6条〔表彰者の決定〕

表彰者の決定は、理事会において行う。

第7条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

~~第205条から第235条まで削除~~

第8条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第9条〔施行〕

本規則は、2017年4月13日から施行する。

第13章 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

第236条〔スポーツ仲裁裁判所（CAS）〕

1. 本協会は、加盟団体、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。
2. CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

第237条〔CASの管轄〕

1. 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されるものとする。
2. CASへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、CASに対してなされることができる。
3. CASは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。
 - (1) 競技規則の違反
 - (2) 4試合以下又は3ヶ月以内の出場停止
 - (3) 本協会又はAFCの規則に基づき認められた、独立かつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることができる決定
4. 不服申立は、第1項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、CASは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。

第13章—スポーツ仲裁裁判所（CAS）—

第236条〔スポーツ仲裁裁判所（CAS）〕—

1. ~~本協会は、加盟団体、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。~~
2. ~~CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。~~

第237条〔CASの管轄〕—

1. ~~本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されるものとする。~~
2. ~~CASへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、CASに対してなされることができる。~~
3. ~~CASは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。~~
 - (1) ~~競技規則の違反~~
 - (2) ~~4試合以下又は3ヶ月以内の出場停止~~
 - (3) ~~本協会又はAFCの規則に基づき認められた、独立かつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることができる決定~~
4. ~~不服申立は、第1項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、CASは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。~~

JFA 基本規則に移動

第14章 ドーピングの禁止

第238条〔ドーピングの禁止〕

1. 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。
2. ドーピングに関する事項は、理事会が別途制定するドーピングの防止に関する規程の定めるところによる。

第239条〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構〕

本協会は、前条第1項のドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に加盟し、ドーピング検査を委託する。

第15章 改正

第240条〔改正〕

本規程の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

第16章 附則

第240条の2〔理事の任期の改正〕

関連法令の改正により理事の任期を4年（選任後4年以内に終

~~第14章 ドーピングの禁止~~

~~第238条〔ドーピングの禁止〕~~

- ~~1. 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。~~
- ~~2. ドーピングに関する事項は、理事会が別途制定するドーピングの防止に関する規程の定めるところによる。~~

~~第239条〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構〕~~

~~本協会は、前条第1項のドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に加盟し、ドーピング検査を委託する。~~

~~第15章 改正~~

~~第240条〔改正〕~~

~~本規程の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。~~

~~第16章 附則~~

~~第240条の2〔理事の任期の改正〕~~

~~関連法令の改正により理事の任期を4年（選任後4年以内に終~~

アンチ・ドーピング
規程（既存）に追記

了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)とすることが可能となった場合は、次に理事が選任される評議員会の開催の時までに速やかに本規程に定める理事の任期を4年に改正するものとする。

第241条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2012年 4月12日

2012年 5月10日 (2012年 6月 1日施行)

2012年 7月12日

2013年12月19日 (2014年 4月 1日施行)

2014年 3月13日 (2014年 4月 1日施行)

2014年 9月11日

2014年10月 9日 (2015年 3月29日施行)

2014年11月13日

2014年12月21日 (2015年 3月29日施行)

2015年 3月29日 (2015年 4月 1日施行)

2016年 3月27日 (2016年 4月 1日施行)

2016年 5月10日

~~了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)とすることが可能となった場合は、次に理事が選任される評議員会の開催の時までに速やかに本規程に定める理事の任期を4年に改正するものとする。~~

~~第241条〔施行〕~~

~~本規程は、2012年4月1日から施行する。~~

~~〔改正〕~~

~~2012年 4月12日~~

~~2012年 5月10日 (2012年 6月 1日施行)~~

~~2012年 7月12日~~

~~2013年12月19日 (2014年 4月 1日施行)~~

~~2014年 3月13日 (2014年 4月 1日施行)~~

~~2014年 9月11日~~

~~2014年10月 9日 (2015年 3月29日施行)~~

~~2014年11月13日~~

~~2014年12月21日 (2015年 3月29日施行)~~

~~2015年 3月29日 (2015年 4月 1日施行)~~

~~2016年 3月27日 (2016年 4月 1日施行)~~

~~2016年 5月10日~~